

「マイナンバー制度」が始まりました

平成28年1月から

平成27年10月から「通知カード」がみなさまの元へ送付されており、健康保険の事務手続きでは平成29年1月から使用されます。

マイナンバーとは

国がみなさま一人ひとりに割り当てる12桁の番号のことです。平成27年10月から日本国内の全住民に通知カードが送付されています。マイナンバーは番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されませんので**通知カードが届きましたら大切に保管してください。**

現在は、各機関がバラバラに管理している個人情報や、マイナンバーで安心・安全につながることで、国や地方公共団体等での情報連携が可能になり次のようなメリットが生まれます。

- **国民の利便性の向上**
年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。
- **行政の効率化**
行政手続きが正確で早くなります。災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。

マイナンバー 今後のスケジュール

平成28年
1月

- マイナンバーの利用が開始されます。
- 申請により「個人番号カード」を公布されます。



平成29年
1月

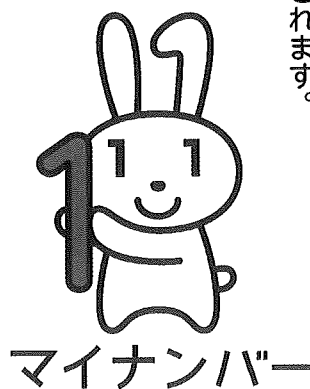
- 健康保険の各種届にマイナンバーの記載が必要となります。
- 国の行政機関の間で情報連携が開始されます。
- 個人用サイト、マイナポータルの運用開始（個人ごとのポータルサイトで、行政機関によるマイナンバー情報のやり取りの履歴や必要なお知らせ等を自宅のパソコン等から確認できます）。



平成29年
7月

- 健康保険組合等の情報連携が開始されます。

●公平・公正な社会の実現
所得把握の正確性が向上し適正・公平な課税につながります。
未払い・不正受給を解決します。



◎当組合の取組み

当組合では、特定個人情報に関する取扱い規定等を作成し、内容に沿った安全管理措置を実施いたします。

また、当組合に加入している被保険者、被扶養者のマイナンバーについては、平成28年9月以降にお届け頂く予定となっておりますので、日程、方法等については別途お知らせいたします。